

高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十九号）新旧対照表（抄）

改正案		現行	
第一条から第四条まで 別表（第二条関係）		第一条から第四条まで 別表（第二条関係）	
事務	一から十六まで （現行のとおり）	事務	一から十六まで （略）
名称	（現行のとおり）	名称	（略）
額	（現行のとおり）	額	（略）
徴収時期	（現行のとおり）	徴収時期	（略）
	17 （現行のとおり）		17 （略）
	1 （現行のとおり）		1 （略）
	2 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（1に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査。次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		2 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（1に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査。次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	3及び4 （現行のとおり）		3及び4 （略）
	(1)から(5)まで （現行のとおり）		(1)から(5)まで （略）

十八から二十まで (現行のとおり)	現行のとおり	(現行のとおり)	(現行のとおり)
十八から二十まで (略)	(略)	(略)	(略)